

○貨物自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について（平成 15 年 3 月 10 日付け国自総第 510 号、国自貨第 118 号、国自整第 211 号）

※本文のみ

改 正	現 行
制 定 平成 15 年 3 月 10 日付け 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 5 年 10 月 10 日 <u>国自貨第 99 号</u> <u>国自安第 89 号</u> <u>国自整第 131 号</u>	制 定 平成 15 年 3 月 10 日付け 国自総第 510 号 国自貨第 118 号 国自整第 211 号 最終改正 令和 5 年 5 月 31 日 国自安第 25 号 国自貨第 29 号 国自整第 36 号
第 7 条 点呼等 3. 第 5 項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「 <u>運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて</u> 」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。	第 7 条 点呼等 3. 第 5 項関係 点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を 1 年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。また、点呼を行った旨並びに報告及び指示の内容の記録・保存については、「 <u>運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて</u> 」（平成 10 年 3 月 31 日付け自環第 72 号）により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。
第 8 条 業務の記録 1. 業務の記録は運転者等の業務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。 (1)～(3)（略） (4) 業務記録の記録・保存については、「 <u>運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて</u> 」によらず、書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれでも差し支えない。	第 8 条 業務の記録 1. 業務の記録は運転者等の業務の実態を把握することを目的とするものであるから、事業者に対し、次の要領で記録し、過労の防止及び過積載による運送の防止等業務の適正化の資料として十分活用するよう指導すること。 (1)～(3)（略） (4) 業務記録の記録・保存については、「 <u>運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて</u> 」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。
第 9 条 運行記録計による記録 運行記録計による記録・保存については、「 <u>運行記録計による記録等の電磁的方法による記録・保存の取扱いについて</u> 」によらず、書面又は電磁的方法による記録	第 9 条 運行記録計による記録 運行記録計（ <u>国土交通大臣が行う型式の認定を受けたデジタル式運行記録計によるものに限る。</u> ）による記録・保存については、「 <u>運行記録計による記録等の電</u>

・保存のいずれでも差し支えない。

第9条の2 事故の記録

- 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。なお、当該記録については書面又は電磁的方法による記録・保存のいずれかでも差し支えない。

附 則（令和5年10月10日付け国自貨第99号、国自安第89号、国自整第131号）

改正後の通達は、令和5年10月10日から施行する。

「磁的方法による記録・保存の取扱いについて」により、書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができる。

第9条の2 事故の記録

- 記録の作成時期は、当該事故発生後30日以内とすること。記録の保存期間は、当該事故発生後3年間とすること。なお、当該記録については書面による記録・保存に代えて電磁的方法による記録・保存を行うことができるものとする。
(新設)